

令和7年度に福祉除雪事業を利用された方へ

令和8年度より

福祉除雪事業の利用対象世帯の要件が変わります

福祉除雪事業は、事業開始から20年以上が経過し、高齢化の進行に伴う利用世帯数の増加や、地域協力員の担い手不足等の課題を抱えてきました。

令和8年度から、この事業を持続していくために、主な要件としていた「年齢」から、身体状況や除雪の困難状況を適切に判断できる新たな指標として、「要介護度」を導入することになりました。

ただし、前年度(令和7年度)から福祉除雪を利用している世帯の方は、引き続き利用できます！

8月までにお送りする申請書でお申し込みください。
申込期間中の申請をお忘れなく！

※なお、前年度の利用対象時から世帯の状況に変動があり、要件を満たさなくなった世帯は除きます。



福祉除雪事業 対象世帯の要件

- ・道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯（入院中・施設入所中の方は対象外）
- ・約500m以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- ・世帯全員が、以下の条件のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯（二世帯住宅等の形式で道路に面した出入り口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。）
- ・または、前年度福祉除雪を利用し、利用要件に変動のない世帯

改正前

- (1) 70歳以上の方だけで構成されている世帯
- (2) 重度(1・2級)の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) 70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (4) 市社会福祉協議会が特に認める世帯

※介護予防・生活支援サービス事業の対象者
要介護(要支援)認定は受けていないが、介護予防・生活支援サービス事業を利用されている方

改正後

- (1) 要介護1以上または、重度(1・2級)の身体障がいのある方
- (2) 要支援1・2で介護保険サービスを継続して利用している方
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の対象者*で介護保険サービスを継続して利用している方
- (4) (1)に該当する方と、その方を専ら介護し、除雪することが困難と認められる70歳以上の方
- (5) 市社会福祉協議会が特に認める方

< お問い合わせ先 >

内容など詳細については、お住まいの区の社会福祉協議会、
または区役所の保健福祉課（地域福祉係）までお問い合わせ下さい。



居住区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会 中央区役所 保健福祉課	2 8 1 - 6 1 1 3 2 0 5 - 3 3 0 1
北 区	北区社会福祉協議会 北区役所 保健福祉課	7 5 7 - 2 4 8 2 7 5 7 - 2 4 7 0
東 区	東区社会福祉協議会 東区役所 保健福祉課	7 4 1 - 6 4 4 0 7 4 1 - 2 4 5 9
白石区	白石区社会福祉協議会 白石区役所 保健福祉課	8 6 1 - 3 7 0 0 8 6 1 - 2 4 4 3
厚別区	厚別区社会福祉協議会 厚別区役所 保健福祉課	8 9 5 - 2 4 8 3 8 9 5 - 2 4 7 1
豊平区	豊平区社会福祉協議会 豊平区役所 保健福祉課	8 1 5 - 2 9 4 0 8 2 2 - 2 4 5 1
清田区	清田区社会福祉協議会 清田区役所 保健福祉課	8 8 9 - 2 4 9 1 8 8 9 - 2 0 3 4
南 区	南区社会福祉協議会 南区役所 保健福祉課	5 8 2 - 2 4 1 5 5 8 2 - 4 7 3 4
西 区	西区社会福祉協議会 西区役所 保健福祉課	6 4 1 - 6 9 9 6 6 4 1 - 6 9 4 2
手稲区	手稲区社会福祉協議会 手稲区役所 保健福祉課	6 8 1 - 2 6 4 4 6 8 1 - 2 4 7 8